

平成25年度から 国民健康保険税を 改正します

町では、国民健康保険（以下、国保）の加入者皆さまの保険給付費などを確保するため、平成25年4月1日から国民健康保険の税率を改正することとしました。

経済情勢の厳しい中、加入者の皆さまにはご負担をおかけしますが、国保制度の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

みんなで支え合う 国保制度

国保は、加入者の皆さまに保険税を納めていただき、不幸にして病気やけがをしたときなどに要する医療費のうち、自己負担以外の費用を保険者である町が負担する制度です。

どんな人でもいつ大きな病気やけがをするかわかりません。また、思わぬ病気などで医療費が多額となることもあります。一定の保険税を納め、加入者

全員で健康を害した人を支える代わりに、自分が病気などになったときに支えてもらうのが国保制度の趣旨です。

国保の医療費負担のしくみは、下図の通りですが、全体の医療費が増加すれば、それぞれの負担が大きくなり、また医療費が減れば負担が少なくなります。

税率改正の理由

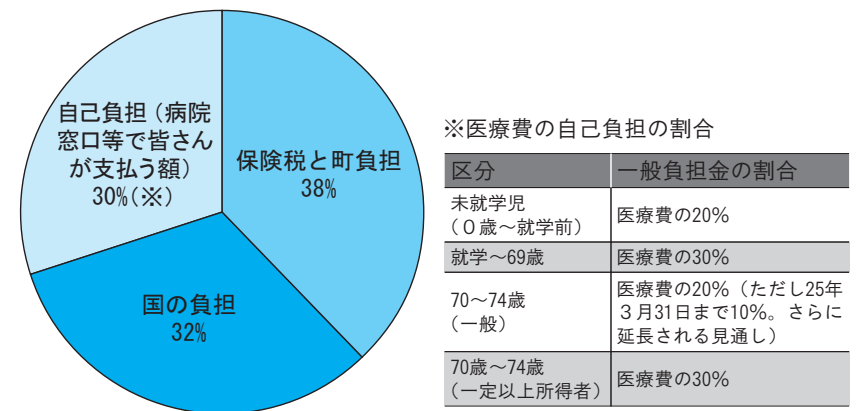
町の国保財政は、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより保険給付費等が増加する一方、収入の根幹となる国保税は、経済不況の影響などにより歳入の確保が困難な状況にあります。

また、単年度収支の赤字額が増大してきており、この赤字を補うため、国保財政調整基金（積立金）からの取り崩しを行って対応してきましたが、20年度末に4千万円を超えていた基金は、23年度末で3分の1程度の1千4百万円余りまで減少して

います。（表1参照）

このような状況から、国保事業の運営を維持するため、昨年の町議会12月定例会での議決を経て、25年度からの保険税率改正に至ったものです。（次頁表2参照）

【図】医療費負担のしくみ



【表1】保険税や医療費などの推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
被保険者数(人)	2,447	2,487	2,440	2,445
保険税収入(千円)	181,259	180,133	164,319	159,831
保険給付費(千円)	511,543	549,312	584,678	583,301
1人当たり医療費(千円)	259	275	292	293
年度末基金残高(千円)	40,440	27,633	32,293	14,336

今回の改正は、後期高齢者医療制度が創設された20年度以来5年ぶりの改正となります。

国保の健全と安定運営に向けた取り組み

今後の国保事業運営に当たっては、国保税の収納率向上を図るため、未収金対策の強化に努めていきます。

また医療費抑制策として、特定健康診査や特定保健指導の受診率向上を図り、栄養指導や運

国保税のしくみ

国保税は、医療などに係る保険給付を行うための「医療分保

険税」と後期高齢者医療保険を支えるための「後期高齢者医療支援分保険税」、そして介護保険を支えるための介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）を対象とした「介護分保険税」を合算した金額（限度額を超える場合は、限度額）の合計が1年間の税額となります。

毎年7月に、その年の4月から翌年3月までの間の国保税を決定します。

国保税の軽減

■低所得者に対する軽減（申請は不要）

前年の所得が一定基準以下の世帯の均等割額と平等割額を7割、5割、2割軽減するものです。

※軽減の判定は、世帯主と国保加入者全員の所得金額が対象となります。

■非自発的失業者に対する軽減（申請が必要）

景気状況や雇用情勢などで、会社の都合により離職（倒産、解雇等の事業主の都合による離職）を余儀なくされた雇用保険の特定受給資格者について、国保税の計算、高額療養費などの所得区分判定で、該当者の給与所得を100分の30として算定するものです。

■後期高齢者医療制度の創設に伴う国保税の軽減（申請は不要）

すでに軽減を受けている世帯は、後期高齢者医療制度へ移行することにより、世帯の国保加入者が減少しても、世帯構成や収入が変わらなければ、移行前と同じ軽減措置を受けることができます。（移行した国保加入者を含めて減額の判定を行います）

その他、災害などについての減免制度もあります。

確定申告をお忘れなく

国保税額の算定や税額の軽減適用、高額療養費などの給付額の決定は、世帯主と国保加入者全ての人の所得情報が必要となります。収入の多少に関わらず必ず申告をしましょう。

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562
税務課 ☎46-5563

【表2】国民健康保険税率表

区分		24年度まで（改正前）	25年度から（改正後）	増減
医療給付費分	所得割	4.50%	6.00%	+1.50%
	資産割	19.10%	19.10%	据え置き
	均等割	16,000円	20,000円	+4,000円
	平均割	14,000円	18,000円	+4,000円
	課税限度額	510,000円	510,000円	据え置き
後期高齢者支援金分	所得割	2.40%	2.40%	据え置き
	資産割	10.00%	10.00%	据え置き
	均等割	8,000円	8,000円	据え置き
	平均割	7,000円	7,000円	据え置き
	課税限度額	140,000円	140,000円	据え置き
介護納付金分	所得割	1.70%	2.40%	+0.70%
	資産割	12.00%	12.00%	据え置き
	均等割	9,000円	11,000円	+2,000円
	平均割	5,000円	7,000円	+2,000円
	課税限度額	120,000円	120,000円	据え置き

年間国保税額＝医療分保険税(※)＋後期高齢者支援金分保険税(※)＋介護分保険税(※)

※各保険税額は①所得割額②資産割額③均等割額④平等割額をそれぞれ足したものです。

- ①所得割…（前年中所得－33万円）×税率
- ②資産割…当該年度固定資産税×税率
- ③均等割…加入者1人当たりの税額
- ④平等割…1世帯当たりの税額

現行保険税との比較（試算例）

①65歳以上の2人世帯

▷年金収入 1,600,000円 ▷固定資産税額 0円

	24年度	25年度	増減額
年税額	25,400円	30,100円	+4,700円

※法定軽減率 7割軽減適用の場合

②40歳代の夫婦と子供2人の4人世帯

▷給与収入 2,500,000円(夫の収入、妻は収入0円)

▷合計所得 1,570,000円 ▷固定資産税額 0円

	24年度	25年度	増減額
年税額	218,500円	266,600円	+48,100円

※法定軽減率 2割軽減適用の場合

③40歳代の夫婦と子供2人の4人世帯

▷給与収入 4,000,000円(夫の収入、妻は収入0円)

▷合計所得 2,660,000円 ▷固定資産税額 0円

	24年度	25年度	増減額
年税額	340,300円	422,600円	+82,300円

※法定軽減がない場合